

公益財団法人 平野政吉美術財団 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人平野政吉美術財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、平野政吉コレクション（第5条に定める基本財産をいう。）及びその他の美術資料等の保存及び展示公開を行なうと共に、美術に関する調査研究及び研究成果の公開を行ない、もってわが国の文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 壁画「秋田の行事」の保存並びに展示公開
- (2) 壁画「秋田の行事」以外の平野政吉コレクション及びその他の美術資料等の保存並びに展示公開
- (3) 展示資料の鑑賞に関する必要な説明、指導及び案内書、解説書、目録、図録等の作成と刊行
- (4) 美術に関する調査研究及び研究成果の展示公開
- (5) 秋田県立美術館の施設管理運営
- (6) ミュージアムショップその他の美術館関連施設の管理運営
- (7) その他この法人の公益目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行なうために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 前項の基本財産のうち平成24年3月31日以前に取得した作品・資料を、平野政吉コレクションと呼ぶ。

3 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

基本財産の一部あるいは全部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

4 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行なうために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 理事会の承認を受けた前項の書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6

号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行なう。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。委員会の運営についての詳細は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当

該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数を満たさなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利と義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員は、無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額20万円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行なうために要する費用の支払をすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の開催を求める目的及び理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他の法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告書を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第 21 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によってその理事又は監事を解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び特別の職務を執行した役員には、その対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行なうために要する費用の支払をすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第 7 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、法令及びこの定款に定めるところにより、次に掲げる職務を行なう。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会議に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 顧問

(顧問)

第 33 条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行なう。

- (1) 理事長からの相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問は、理事会の決議によって選任及び解任する。

4 顧問は、無報酬とする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 34 条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、次の委

員会を設置することができる。

- (1) 専門委員会
- (2) その他理事会が必要と認めた委員会

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 36 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 37 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である時を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 38 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行なう。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

る法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、大野忠右エ門とし、常務理事は、小笠原光とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

武田 英文
青崎 輝雄
米田 進
高橋 健一
丸山 水穂

附 則

1 この定款は、平成 26 年 6 月 23 日より施行する。

附 則

1 この定款は、平成 30 年 3 月 3 日より施行する。

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産）

（第 5 条関係）

財 産 種 別	物 量 等
美術品及び資料	総点数 916 件
	藤田嗣治作品 105 件 藤田嗣治収集品 161 件 西洋絵画他 94 件 日本初期洋風画 72 件 明治洋画 他 87 件 中国絵画 33 件 写真・印刷物 47 件 以上、平成 24 年 3 月 31 日以前に取得
	藤田嗣治作品 3 件 鵠田家資料 314 件 以上、平成 29 年 11 月 13 日以降に取得

藤田嗣治は1886(明治19)年、東京府牛込区(現在の新宿区)で生まれた。東京美術学校を卒業後、鴫田とみと結婚。1913年には、単身フランスに渡る。渡仏後は約3年半にわたり、日本に残した妻・とみに書簡を送った。1921(大正10年)にはサロン・ドートンヌに「素晴らしい白地」と称されるなめらかな下地に独自の面相筆で輪郭線を描いた裸婦像を発表し、パリ画壇で高く評価された。一躍エコール・ド・パリの寵児となり、画家としての地位を確立した。藤田は当時、唯一世界的に認められた日本人作家である。藤田と親交を結んだ秋田の資産家・平野政吉は、藤田の1930年代を俯瞰できる代表作や素描を蒐集し、中南米で藤田が収集した絵画や資料もコレクションに加えた。これらは、藤田の画業を辿る上で、欠くことのできない重要な作品・資料群である。また、平野は、藤田との出会いによって新たな美術品収集への眼を開かれ、国内外の作品も蒐集し、美術史を意識したコレクションをつくりあげた。日本の一地方から世界を眺望しようとした平野政吉コレクションは、日本人としてのアイデンティティを失うことなく世界に挑んだ藤田に共通するものであり、極めて貴重な財産である。

藤田嗣治作品及び関連資料

□藤田嗣治作品 合計 108 件

《眠れる女》《五人女》はともに1930年代の作品だが、滑らかな白の下地に繊細な線描で描く1920年代の技法を踏襲した重要な作品である。藤田が中南米歴訪中に描いた《カーナバルの後》《町芸人》《室内の女二人》は、濃厚な色彩の表現へと変わる画風転換期の作品である。壁画《秋田の行事》は、パリ時代から大画面に挑戦していた藤田が、メキシコ壁画運動にも影響されて制作した日本表象の大作である。「秋田の全貌」というテーマで、歴史、産業、祭りなど、秋田の全体像を描くという壮大な構想のもとに制作された。壁画の下絵となった素描も残されており、藤田の制作の過程、速写の優れた技量を見ることができる。これらの1930年代の絵画は、1920年代の裸婦から1940年代の戦争画に見られる男性中心の群像表現への過渡期の作品群であり、今後の藤田研究にとって極めて大きな意味を持つ。藤田の最初の妻・鴫田とみの遺族のもとに旧蔵されていた1910年代の油彩画、《榛名湖》《三保の松原》《京城の眺め》は、渡仏前の貴重な作例であり、画肌、筆捌き等から当時の藤田が到達していた水準を確認できる。

■油彩 17 件

《秋田の行事》、《北平の力士》、《五人女》、《眠れる女》、《町芸人》、《室内の女二人》、《カーナバルの後》、《自画像》、《一九〇〇年》、《踊子》、《客人(糸満)》、《私の画室》、《台所》、《吾が画室》、《榛名湖》、《三保の松原》、《京城の眺め》

■日本画 3 件

《ちんどん屋三人組》、《角力》、《マドレーヌ像(羽子板型)》

■グワッシュ 1 件

《江古田の画室》

■素描 42 件

《北京での素描》20 件

《メキシコでの素描》7 件

《壁画の素描》15 件

■その他素描・水彩 4 件

《マドレーヌ（花をまく）》、《力士》、《Y 夫人肖像》、《口笛を吹く少年》

■版画 38 件

《魅せられたる河》15 件

《四十雀》15 件、《小さな職人と商人より》5 件、《パンを持つ少女》、

《パリ裏町風景》、《自画像》

■色紙 1 件

「戯画賛」

■書 2 件

「無茶」「如鳥如魚」

□藤田嗣治収集品 合計 161 件

藤田嗣治はマドレーヌ・ルクーを同伴して、1931 年から 1933 年まで中南米を巡遊する。歴訪した中南米の国々で藤田が収集した考古遺物や民族資料は、平野政吉に譲渡された。ペルーやメキシコの仮面、ペルーの土器、メキシコの土偶などが藤田とマドレーヌの旅を跡づける。1930 年代の藤田の関心の方向性を窺うこともできる貴重な資料群である。

■「土偶」86 件、「石器」6 件、「岩偶」8 件、「石製品」15 件

「ペルー土器」8 件、「ペルー盆、椀」2 件、「ペルー鉄器皿」2 件

「ペルー灰皿」1 件、「ペルー火打ち金具」1 件、

「ペルー土器（貯金箱）」1 件、「ペルー笛・鈴」7 件、「中南米仮面」5 件

「ペルー土偶」5 件、「ペルー皿（軍人図）」1 件、「ペルー玩具」11 件

「沖縄玩具」1 件、「陶器（貯金箱）」1 件

□西洋絵画他 合計 94 件

平野政吉と藤田嗣治との出会いは、平野が西洋絵画の収集に目を向ける契機となった。藤田は自ら収集したペルーの宗教画やゴヤの版画《闘牛技》を、平野に譲渡した。やがて平野は、世界美術史を意識したコレクションを目指す。あわせて平野は、藤田と同時代のエコール・ド・パリの画家の作品を積極的に収集している。藤田のパリ画壇での位置づけと、藤田を取り巻く人々との交流をも検証できる作品群である。

■油彩 24 件

作者不詳《聖者像》、《聖母子像》、《聖女像》、《幼きキリスト》、《キリストを抱く使徒》、リヒテル《トルコの後宮》、シャルル・コッテ《横臥裸婦》、アントン・モーヴ《憩える牛》、伝ファン・ゴッホ《婦人像》他

■版画 56 件

ゴヤ《闘牛技》34 件、ゴッホ《ガシェ氏像》、作者不詳《王侯図》など 22 件

■素描、グアッシュ、パステル、水彩、染色、書簡等 12 件

作者不詳《出陣図》、ヴァラドン《花》、リュシアン・クートー《海の令嬢》、ピカソ《ベルリン平和大会記念スカーフ》、コロー「書簡」など

■彫刻 1 件

ブールデル《雄弁の頭部》

□日本初期洋風画 合計 72 件

西洋画法に目覚めた日本の近世、近代の画家たちの思想や動向は、藤田嗣治の絵画・技法における西洋と日本の融合という視点に重なるものがある。「吾が画室」の画中画として平賀源内「西洋婦人図」風の絵を取り上げた藤田に、絵画における東西交流への讃辞を窺うことができる。平野政吉コレクションの日本初期洋画は、日本絵画の近代化を跡づけるものであり、秋田蘭画を生み出した秋田という風土を再検証する上でも重要な作品群といえる。

■小田野直武「秋菊図」『解体新書』、沈南蘋「花鳥図」「花鳥」、白雲上人「中山道」「山水図」、石崎融思「紅毛鳩図（黒）（白）」、「崎港来舶図」、川原慶賀「唐館騒動図」「紅毛人接吻之図」、圓山応挙「眼鏡絵」石川大浪「乱入図」、亜欧堂田善「富士山頂図」「大日本金龍山之図」、安田雷州「東海道五十三駅図」他

□明治洋画他 合計 87 件

西洋画法の導入は、明治維新を経て近代化する日本において、ますます盛んに行われるようになった。明治時代初期の洋画は、新しい絵画表現を模索する画家たち作品群である。平野政吉は、明治時代、大正時代の洋画の黎明期の画家たちに、同時代人として共感を寄せ、それらの画家たちの作品を積極的に収集している。また、藤田嗣治旧蔵の《刺青見本図》は、刺青の歴史を紐解く上でも重要な作品群である。

フォンタネージ《風景》、ワーグマン《勝山女》、ビゴー《風俗図》3 件
五姓田義松《溪流》、二世五姓田芳柳《風景》6 件、浅井忠《秋郊》、高橋勝蔵《解脱恵春》、岸田劉生《自画像》、川村清雄《水辺の風景》、原田直次郎「《ミケランジェロのダビデ》」、小山正太郎「《花風将去》」、彫千代《刺青見本図》27 件 他

□中国絵画 合計 33 件

日本初期洋風画に影響を与えた中国絵画に注目し、中国の歴史を遡るように中国の美術作品に目が向けられてゆく。日本美術の根源を辿る意味でも、また、西洋、東洋を眺望する上でも、中国絵画は収集のジャンルのひとつとして欠かせないものであった。

馬遠「山水舟遊之図」、李竜眠「七賢人之図」、蘇東坡「梅花十詠」、趙子昂「獵馬図」、王淵（若水）「滝見観音像」「山水人物」、王鐸「書」、石濤「山水之図」、新羅山人「山水之図」他

□写真・印刷物 合計 47 件

パリ時代の藤田を撮影したものと、平野政吉と藤田嗣治の出会いから財団設立期に至る親交を撮影した写真が中心である。壁画制作時の藤田の様子を記録したものも含まれている。制作中および日常の藤田の姿を記録したこれらの資料は、藤田の画業を解明する貴重な研究資料である。

■写真 37 件

「フジタ 1966」「フジタと平野政吉と平野誠」、「壁画完成」5件、「蔵の中の壁画」、「フジタとユキ夫人」、「パリ室内にて」、「モンパルナスのアトリエ外観」「フジタとザッキンと小牧近江」「フジタの居間」「フジタの家」他

■印刷物 10 件

『アトリエ』アトリエ社（1936. 7）（1968. 3）、『別冊みずゑ』（1960 秋）、『芸術新潮』1950. 9、『三彩』（1968. 3）、絵葉書 5 件

□鴫田家資料 合計 314 件

藤田嗣治が、最初の妻である鴫田とみに宛てた書簡は、渡仏の船上の 1913 年 6 月に始まり、1916 年 11 月までの 3 年半に渡る。これらの書簡には渡仏直後の藤田の芸術観、画家のとしての方向性が記され、美術史の資料として第一級資料であるとともに、世界第 1 次大戦についての記述もあることから、歴史資料としての価値も有する。また藤田がとみに送った 1910 年代のパリのファッション雑誌には、女子美術学校裁縫科に学び女学校で教鞭をとったとみへの藤田の想いと、生涯、布への愛着を持ち続けた藤田の関心の有り様をうかがうことができる。結納の品々や、とみ宛てに藤田家親族、同僚、友人から送られた書簡からは、とみと周辺の人々との交流が浮かび上がる。これら鴫田家旧蔵の資料は、藤田研究に資する重要な資料である。

■妻とみ宛て藤田嗣治書簡 179 件

■結納目録・その他 21 件

■雑誌・印刷物 22 件

■鴫田とみ関連資料 92 件